

令和7年度 第1回江別市犯罪被害者等支援条例（仮称）検討会 議事概要

【日 時】 令和7年4月25日（金）14時20分～15時05分

【場 所】 江別市民会館31号室

【出席委員】 10名（敬称略）
小内純子（会長）、龍田昌樹（副会長）、飯塚正美、今林隆一郎、
貝森加代子、白鳥裕子、中井和夫、村上貴志、吉川陽子、吉田玲英

【江別市】 7名
（事務局） 近藤生活環境部長、千葉生活環境部次長、
壽福市民生活課長、蓮田市民生活課主幹、羽田市民活動係長
竹林市民活動係（交通防犯担当）主査、加藤市民活動係主任

【傍聴者】 1名

【次 第】 1. 委嘱状交付
2. 市長挨拶
3. 委員の紹介
4. 会長、副会長 互選
5. 開会
6. 議事 （1）犯罪被害者等支援に特化した条例制定の背景
（2）他市における条例制定状況
（3）検討会設置の趣旨及び条例制定の流れ
7. その他
8. 閉会

小内会長	第１回江別市犯罪被害者等支援条例（仮称）検討会を開会します。 本日の出席委員は１０名で、設置要綱第６条第３項に定める定足数を満たしています。 あらかじめ各委員に申し上げます。 本検討委員会は公開のため、広報誌などへの掲載を前提に写真撮影があります。 また議事録作成のため音声を録音しますが、テープ起こしをする際、音声が輻輳しないように、発言の際には挙手願います。さらに議事録は、発言内容に発言者の氏名を添えて、市のホームページで公開する予定ですので、了承願います。 議事に入ります。 議事（１）「犯罪被害者等支援に特化した条例制定の背景」について説明願います。
村上委員	犯罪被害者等の支援に特化した条例制定及びその背景について、警察の立場から説明いたします。 資料１をご覧ください。 平成１６年、犯罪被害者基本法が制定され、同法の第５条では、「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」こととされました。 平成２８年、国の第３次犯罪被害者等基本計画から、地方公共団体による犯罪被害者等に関する条例の制定を促進する内容が盛り込まれたことを受け、犯罪被害者等支援に特化した条例、以下、「特化条例」と呼びますが、制定される動きが全国的に広まっている状況にあります。 さらに令和３年、国の第４次犯罪被害者等基本計画では、警察において地方公共団体における総合的、計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、特化条例の制定等について適切に情報提供を行うとともに、協力を行うこととされました。 令和５年６月、国の犯罪被害者等施策推進会推進会議の決定により、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」として、犯罪事業者等が居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、必要な支援を適時適切に途切れることなく、受けることができるようにするため、「地方における途切れない支援の提供体制の強化」等が示され、犯罪被害者等支援を充実させるための社会的基盤の充実強化が求められている状況にあります。 ここまでは資料１の内容ですが、加えて背景について口頭で補足します。犯罪被害者等への施策については、平成１６年に制定された、「犯罪被害者等基本法」の前文において、「犯罪等の被害について第一義的責任を負うのは加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新

	たな１歩を踏み出さなければならない。」と規定されています。 また、同法第５条では、地方公共団体は、犯罪被害者等の支援等に関し、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされています。 このことから、国の犯罪被害者等基本計画に基づき、特化条例を制定する動きが広まっている状況にあります。 さらに警察におきましても、令和３年３月３０日に閣議決定された国の第４次犯罪被害者等基本計画に基づき、地方公共団体に対し、特化条例の制定等について適切に情報提供を行うために協力を行うとされ、その取り組みを推進しているところです。 今回警察から、背景等を説明させてもらっていることも情報提供の一環です。 次に必要性についてですが、最近、内閣総理大臣を長とする犯罪被害者等施策推進会議の決定を受け、警察庁において、地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会を開催しています。 令和６年４月、同会議において、特化条例は、地域内において総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援を推進する根拠となるほか、犯罪被害者等が利用できる支援制度、サービス等や、地方公共団体として、犯罪被害者等支援を推進することを住民に示すことにも繋がり、犯罪被害者等の視点に立った様々な取り組みが進みやすくなる、そして重要な意義を有しているとの考えの下、特化条例の制定促進が示されています。 中でも、市区町村は住民にとって最も身近な基礎自治体であり、生活を支援する制度、サービスを所管することから、地域内の犯罪被害者等を支援する施策を推進する役割は非常に期待されているところです。 加えて、いわゆる見舞金制度は、一部の地方公共団体において導入されているところで、当該制度は犯罪被害者等に対し、早い段階で迅速に経済的支援を届けることができる有用な制度であるとの意見も示されています。 また、一部では、地方公共団体の独自施策として、例えば住居、家事、育児、介護の分野において、犯罪被害者等に特化した、生活支援のための制度サービスを設けており、このような制度サービスの充実強化を求める意見が示されています。 繰り返しになりますが、国の推進会議決定において、犯罪被害者等が居住地域に関わるその他の状況に応じ、必要な支援を適宜適切に拡充することなく、受けることができるようにするため、地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する提言がされるなど、犯罪被害者等支援を充実させるなど社会的基盤の充実強化が求められているところです。
小内会長	ただいまの説明について、質問、意見等ありますか。
中井委員	ただいまの説明で国のことはわかりましたが、北海道がどう対応しているか、道条例の制定も含めて、聞かせてほしい。
村上委員	北海道の対応について、警察では答えられない。

事務局	北海道では、「北海道犯罪被害者等支援条例」を、平成３０年に施行しています。これは、「犯罪被害者等基本法」に基づいて制定された条例のようです。なお、全国では、都道府県の条例とは別に、各市町村で具体的な支援を行うため、条例制定が進められているところです。
中井委員	実は、北海道の条例を事前に確認しました。 北海道は、これまで４期に渡って、犯罪被害者等支援基本計画を策定しています。 私は、２０年前に札幌弁護士会の市民モニターをやっていて、その頃から、裁判におけるセキュリティ保護の議論もありましたし、犯罪被害者の問題に関心を持っていました。 北海道では、条例を平成３０年に施行しているのに、市町村への要請に、これほどずれがある理由を聞きたい。
小内会長	平成１６年に「犯罪被害者等基本法」が制定されてから約２０年経過していますので、ここまで遅くなった理由や経緯などがわかれば説明願います。
事務局	村上委員から資料１に基づいて説明いただいたとおり、「犯罪被害者等基本法」制定後も、犯罪被害がなくなる状況を受けて、平成２８年に国が策定した「第３次犯罪被害者等基本計画」では、地方公共団体に犯罪被害に関する条例の制定が盛り込まれ、さらに、令和３年策定の「第４次犯罪被害者等基本計画」では、被害者支援を目的とした条例、即ち、「特化条例」が盛り込まれる流れとなっています。 こうした流れを受けて、全国の都道府県、地方公共団体において制定が進み、令和６年度には、都道府県の全てで条例が制定されたことを確認しています。 北海道では、警察から各市町村への情報提供が行われており、江別市においても、北海道警本部から、条例制定を進めて欲しい旨の説明があったことが契機となり、条例の検討に至った次第です。
中井委員	それまで制定されなかった理由として、国からの財政支援の有無などがあるのか聞きたい。
事務局	この後の議事（２）にも関わりますが、「犯罪被害者基本法」制定後、全国の市町村では、犯罪や交通事故のないまちづくりを掲げた、「安全で安心なまちづくり条例」と呼ばれる条例の制定が進められました。 江別市においても、「江別市安全で安心なまちづくり条例」を平成２３年４月に制定しており、同条例の一部には犯罪被害者に支援に関する規定を設けています。 特化条例の動きは、この後に始まったもので、市としては、全国の動向から、安全で安心なまちづくり条例から、犯罪被害者支援に関する内容を出して、別の条例として制定する流れになってきているものと考えています。 全国の自治体では、犯罪の件数もそれぞれ異なり、また、犯罪被害者には国からの給付金制度もある中、もしもの時に備えて、また、国の制度に先んじて支援を行えるように、特化条例の制定が進められています。 また、国の「第４次犯罪被害者等基本計画」では、見舞金の支給を全国で進める旨の記載はあるものの、財政的な裏付けに関する記載は見当たりません。

	今後の検討においては、こうしたことを参考にご議論いただきたいと思います。
小内会長	後程具体的な議論を行うことでよろしいでしょうか。 資料１に「途切れない支援」という言葉が入っていることが、興味深いと思います。特化条例の特徴と思いながら説明を聞いていました。他に質疑等がありますか。
各委員	(なし)
小内会長	次に、議事「(２) 他市における条例制定状況」について、説明願います。
事務局	資料２－１をご覧ください。 道内他市の状況についてですが、まず、上段の「全国・全道の特化条例制定状況」に記載のとおり、平成１６年ごろから、犯罪や交通事故のないまちづくりを高めた条例を制定する全国的な動きがあり、全国１，７２１市町村の６０％、全道１７８市町村の９９％で、一般的に「安全・安心まちづくり条例」と呼ばれる条例が制定されています。 この「安全・安心まちづくり条例」の一部に含まれている犯罪被害者の支援に関する条項を独立させる、或いは、別に定める形で特化条例を制定する市町村が、令和６年４月現在、全国で４９％、全道では１８８市町村中５１市町村、率では２８％となっています。 さらに、令和６年度中に、札幌市、岩見沢市外で「特化条例」が制定され、令和７年４月時点では９５市町村、５３％となっています。 次に、下段の表は「市の条例で指定している主な項目」ですが、１から１１の項目は、国が「特化条例」の項目として例示しているもので、制定済みの他市では、このような項目について、必ずしももの全てではありませんが、条項を設けています。 表中、４以降が具体的な支援に関する項目で、「４．相談や情報提供」、「６．経済的支援」は、多くの市町村で条項を設けているようです。 次に資料２－２をご覧ください。 国が調査を行った、令和６年４月時点における「犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況」から、道内の市と江別市と人口規模が同等の道外の市、計１４市をピックアップしたものです。 国の調査項目は記載の１５項目で、資料２－１と比較すると、「調査研究・人材の育成」から右の４項目が設けられています。 資料２－２の１４市を比較すると、「地方公共団体の責務」には、成田市を除く１３市には「○」が記載されておりますが、これら１３市では、「地方公共団体」の条項を設けており、「一」成田市は設けていないという意味です。 その右側、「基本的施策」の中の９つの項目は、具体的な支援に関するもので、「相談・情報提供」、「経済的支援」は、ほとんどの市で条例に盛り込まれていますが、その他の項目については、各市の実情に合わせて“ある”ものと“ない”ものがあります。 続きまして、資料２－３をご覧ください。 「特化条例」の実際の条文を、「基本理念」や「市の責務」などの項目ごとに比較した表で、一番左側の広島市は、資料２－１や資料２－

	2に記載の全ての項目を網羅した例として掲載しています。 他の5市は、北海道内における、また直近の例として掲載したものです。 当検討会の今後の議論の参考として用意したものですので、ここでは簡単に説明いたします。 まず、表の4段目、「目的」は、6市とも、最初の第1条に置き、「犯罪被害者基本法」を引用しながら、同様の趣旨の条文を設けています。 次に、「定義」については、6市とも第2条としておりますが、条文の記載はそれぞれ異なっています。 2ページをご覧ください。 「基本理念」から「市の責務」については6市とも同様となっておりますが、続く「市民等の責務」では、札幌市は、事業者の責務と一体とした条文としています。 次の「連携協力」については、条文の置き方が、広島市は第17条、札幌市、網走市、富良野市は第4条、岩見沢市は第8条とそれぞれ異なっており、また、留萌市には連携協力に関する条文は見られません。 3ページをご覧ください。 「安全の確保」以下の項目は、具体的な支援に関する項目です。 先ほどご説明申し上げた通り、広島市は全ての情報を網羅した条例となっておりますが、道内5市では、それぞれ異なっています。 まず、「安全の確保」から「損害回復・経済的支援に関する援助」は、市から犯罪被害者等へ直接行う支援に関する項目ですが、道内5市では「経済的支援」として、給付金や見舞金を支給することは共通している一方、札幌市では「安全の確保」「日常生活の支援」「住居の安定」の条文が見られないなど、それぞれ異なっています。 その下、「調査研究・人材育成」「民間団体に対する支援」「個人情報の管理」につきましては、これらの項目に関する条文を設けている市は少数となっております。 次に、資料2-4をご覧ください。 「特化条例」に基づいて実施される具体の支援のメニューリストです。警察が全国の市町村に対し、条例制定に向けた参考として提示しているものです。 一例を申し上げますと、「区分」の上段の「経済的支援」ですが、条例に規定する「経済的支援」として、実際に行う具体的な支援の「メニュー」は、見舞金を提供すること、或いは、貸付金を無利子で貸し付けることとなります。 「特化条例」の制定に向けては、メニューリストに記載されているような具体的な支援について、市としてどのような方策が可能か、実行できるのかを整理した上で、その結果を当検討会にフィードバックして、検討を進めて参りたいと考えています。
小内会長	ただいまの説明について、質問、意見等ありますか。
吉川委員	条例が制定されて日が浅いものは実際に利用実態があるかはわかりませんが、各市、各自治体において、例えば、条例の定義の仕方に対象から漏れて困った人が結構いるとか、或いは、ここの定義が曖昧だ

	から、いろんな人から問い合わせがあって問題が生じているなど、このような事例があるのでしょうか。
小内会長	条例を定めたことで、実際に生じている状況について、分かっていることがあれば説明願います。
事務局	資料２－３の３ページに記載の経済的支援について、見舞金の支給を６市とも規定していますが、性犯罪被害を対象としている市と、対象としていない市があります。 性犯被害者に対する見舞金支給の有無は、この条項で規定されているものと解釈できますので、ここから違いがあることは分かります。 なお、性犯罪被害に関する規定を設けている市は全国的には少数派となっています。
吉川委員	今後の議論では、江別市において、どういう文言でどういう条項を作っていくかを話し合っていくと思いますが、ただいまの説明のように、例えば、性犯罪被害に関しては、それに関する文言を設ける必要があるといったことを考えていかなければいけないので、こういう支援が必要であるとか、その場合はこういう条文を考えなければならないということがわかるような、情報提供をお願いします。
吉田委員	弁護士として、犯罪被害に遭った方から相談を受けることがあります。 札幌市にも条例があるので、見舞金等の申請を行うことができますが、性犯罪被害者に対して、見舞金制度を使おうとしたところ、強制性交罪に匹敵する事案を対象としており、いわゆる強制わいせつ罪などは対象外となっていました。 こうした経験から、実際にその条例に見舞金とか、必要な支援を行うときに、どこまで対象とするのかということ、ある程度具体的なイメージとして持っておく必要があると思っています。 資料２－３の３ページに記載の「定義」の規定を見比べると、富良野市では、「犯罪等は、心身に有害な影響を及ぼす行為」と規定しており、そうすると、いわゆる詐欺被害とかは対象から外れるものと思います。 どちらが良いかは正直わかりませんが、詐欺とか財産犯という被害は、対象から外すことも１つの方法だと思いますし、反対に、対象に含めるべきという考えもあると思います。 そのうえで、どういう支援があるかを考えていくことも１つの方法だと思います。 いずれにしても、江別市の特化条例がどういう方向性で、どのような範囲まで救済していくのかというのを考えてほしいと思います。 そのためには、かなり具体的な想定が必要になるだろうと考えています。
小内会長	具体的な検討は、次回以降になるものと思います。
中井委員	吉田委員から意見がありましたが、今までは、犯罪定義の範囲を非常に狭く捉えているのではないかと思います。 例えばオレオレ詐欺とか振り込め詐欺とかを具体的に規定しているのはあまりないと思います。 道の条例と計画は、新しい犯罪に対応するようなものになっていま

	す。だから、これからの検討には、犯罪の対応が大きく変わっていることに着目すべきです。 犯罪被害について、放火とかの物理的な被害だけじゃなく、経済的な被害は、警察が提供している情報を見ると、60代、70代の高齢者が非常に多いので、この方をどうするかということも、これから議論しなければならない。 今のところ、ほとんど支援もないし相談ありません。 それから、警察からは、防犯のためにこういう犯罪がありましたという情報提供はあるけれど、被害に遭った人がどうするかというのは、全く情報提供がありません。 だから、こうしたことについて、範囲をどこまでにするか、情報提供はどうするかは、議論しなければならないと思います 江別市で独自にできるのかというのは、別に議論しなければならないと思いますが、定義については、真剣に議論しなければならないと思います。
小内会長	今後の検討における重要な議題になると思います。 すべての犯罪被害者に無制限で支援することはできない。どこかで線引きをすることは非常に重要な論点だと思います。
龍田副会長	各委員がご存じかわかりませんが、地方自治体ごとに組織があります。 全道で様々な研修の機会があり、新人保護司のときは、保護観察所に集まって、様々な事例を基にした話し合いを行いました。保護司も地方自治体ごとに毛色が異なります。 例えば、江別と他の市町村の治安は全然違いますし、札幌を例にとると区ごとでも治安は全然違ってきます。 江別、新篠津の保護司は40名を超えますが、現在、保護観察を受け持っていない方が半数程度います。 具体的な名称は言えませんが、誰でも聞いたことあるような市町村で、1人の保護司が、同時に5人、6人を受け持っているところもあります。 この違いは、一言で言うと治安の差だと思います。 治安の悪い地域、イコール犯罪者が集まる地域ではないと思いますが、犯罪者や元犯罪者という方が、比較的に住みたがるような場所は、やはり、治安の悪い地域であることが多いのではないのでしょうか。 性犯罪や薬物犯罪の多い、少ない、といったことも、地域に集約されていくような問題は多々あると思います。 私たちがそういった情報を知り得るかということ、おそらくその術はないと思います。 委員の中では、村上委員は警察として、江別市は、全国的・全道的に見て、特定の犯罪が多い地域であるというようなことは、内部情報としてはお持ちかもしれません。 そうした情報なども踏まえながら、江別モデルというのをつくれというのが、国からの指導であろうと推測します。 仮に、国の指導が“全国统一で手厚くやれ”というものであれば、全国・全道一律で“こういう制度”という形になると思いますが、やはり、治安の問題とか犯罪の傾向などが地方自治体でバラバラだから、

	“江別独自のモデルを考えてください”という意味なのではないかと思います。 そういった前提があるとすれば、我々の判断材料として、ある程度そういった情報がないと、何も決めることができないと思います。 ですから、今後、議論を進めていって、どこかで線を引くというタイミングが求められるとするのであれば、判断材料というのは我々にも提示されるべきだと思います。 ただ、こうした情報の収集がどこまで可能なのか、また、資料に示されたような他市町村の情報のみで、単に人口規模や行政区の大きさだけで対象者を判断するのか、その判断がどこまで我々に求められるのかということは、はっきりしておくべきだと思います。
吉川委員	警察が発表している認知件数から、ある程度どういう犯罪が多いのかということがわかると思います。 人口規模から、例えば網走市と同じような規模だけれども、網走市とは、多い罪種が異なるといった傾向が明らかになれば、網走市の例は本当に参考程度として、犯罪の種別的に近くて、かつ、人口規模も近い市の例などを参考にすると、江別市に合った条例の検討を進めていけるのではないかと思います。
中井委員	犯罪被害者白書というものを警察庁が出していますので、最新の内容は参考になると思います。
小内会長	事務局には、次回以降の本検討会に向けて、江別モデルに繋がるような、江別市の特徴がわかる資料を可能な限り提示いただくようお願いします。
事務局	警察にも相談しながら、江別市の状況に関する資料を用意したいと思います。
小内会長	今後、具体的な検討に入ってからになると思いますが、判断しなければならぬときに、資料は必要になると思います。 他に質問、意見等がありますか。
各委員	(なし)
小内会長	次に、議事「(3) 検討会設置の趣旨及び条例制定の流れ」について、事務局から説明願います。
事務局	資料3をご覧ください。 まず、「検討会の趣旨」ですが、本検討会は、犯罪被害者等支援のための実効的な情報を盛り込んだ条例の制定に向け、多様な視点を取り入れ、検討を行うために設置されたものです。 検討にあたっては、「2、条例制定までの流れ」の左側の欄に記載の通り、第3回までの会議の中で、条例の内容や具体的な支援メニューの検討を行って、素案を取りまとめ、まとまった素案をパブリックコメントに付し、パブリックコメントの意見を反映させた条例案を第4回の会議で決定し、その結果を報告書として市長に提出するよう進めて参りたいと考えます。 また、本検討会と並行して、右側の枠に記載の「江別市犯罪被害者等支援条例（仮称）庁内検討会」を設置しています。 これは市の関係課の職員で構成する内部検討組織で、資料2－4で

	提示した具体的な支援策について検討を行うこととしており、庁内検討会の検討の経過や結果を、本検討会にフィードバックしながら、両輪で検討を進めていくことを考えています。 本検討会からの報告書提出後、市は市議会に条例案を提出し、議会の審議を経て議決される流れになります。
小内会長	説明では、庁内検討会の後に、本検討会が開かれる。つまり、本日の検討会の後、1回目の庁内検討会、次に、それを踏まえて本検討会の2回目になるのですか。
事務局	そのように考えています。本日の第1回検討会の後に、第1回庁内検討会を開き、その後も交互に開催することを想定しています。
小内会長	各委員から質問、意見等ありますか。
龍田副会長	庁内検討会はどのようなメンバーで構成するのですか。
事務局	庁内検討会では、国が提示している支援メニューに関する検討を想定しています。 具体的には、生活支援として、家事支援、子供の一時保育、住居支援としては、公営住宅の入居支援などが考えられることから、これらに関連する、子ども家庭部や建設部などの職員で構成します。
小内会長	他に、質問、意見等ありますか。
龍田副会長	1年以内に決めるということですね。
小内会長	本日の議論から、実質、残り2回で条例案をまとめあげるとなると、少し不安になりますが、庁内検討会からのフィードバックを受けながら進めるということなので、そこで出てきた具体的なものが事前に配布されることのようなようです。
龍田副会長	資料3では、パブリックコメントも予定されているので、なかなかのスピード感があります。時間が限られているので、冬には毎週検討会をやっているような形でしょうか。
事務局	全国的には、既に多くの市町村で条例が制定されています。これを見ると、国の基本法に基づき、それぞれ各市町村の色が少し足されたり、引かれたりとなっており、ゼロから作り上げる条例ではありませんので、事務局からある程度たたき台などを示したうえで、それについて、委員各位から意見をいただく形で進めていきたいと考えています。 順調にいけば、12月の議会に条例案を提出し、令和8年1月から施行できればと思っておりますが、もちろん、実際のスケジュールは当検討会の議論によるものと考えております。
小内会長	市としては、年内の制定を考えているということですので、本検討会としては、精力的に議論を進めていきたいと思えます。 その他、質問、意見等ありますか。
各会員	(なし)

小内会長	次に、次第7「その他」に移ります。 委員各位から何かありますか。
各会員	(なし)
小内会長	事務局から何かありますか
事務局	次回日程につきまして、事前に調整させていただいたところですが、6月9日(月)午後2時からを予定しています。 開催の案内と出欠の確認の文書は改めて送付しますので、よろしくお願いします。 なお、本日配布した資料のうち、資料2は、次回以降の検討にも使用する予定ですので、ご持参いただきますようお願いします。
小内会長	以上で本日の議題はすべて終了しました。 第1回目から活発に議論いただき、ありがとうございました。 次回以降もよろしくお願いします。